

---

プロジェクト **実務対応報告第 18 号の見直し**

項目 **公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案**

---

### 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、平成 28 年 12 月 22 日に実務対応報告公開草案第 49 号（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「実務対応報告第 18 号案」という。）、実務対応報告公開草案第 50 号（実務対応報告第 24 号の改正案）「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下、実務対応報告第 18 号と合わせて「本公開草案」という。）の公表を行った。本公開草案に対するコメント期間は 2 ヶ月であり平成 29 年 2 月 22 日に締め切られた。本公開草案に対しては、4 通のコメント・レターが寄せられた。本資料は、本公開草案に対するコメントとその対応案である。

以 上

**実務対応報告公開草案第 49 号（実務対応報告第 18 号の改正案）**

**「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」等に対するコメント**

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- 実務対応報告公開草案第 49 号（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（平成 28 年 12 月 22 日公表）
- 実務対応報告公開草案第 50 号（実務対応報告第 24 号の改正案）「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（平成 28 年 12 月 22 日公表）

2. コメント募集期間

平成 28 年 12 月 22 日～平成 29 年 2 月 22 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- 改正実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 18 号」という。）（平成●年●月●日公表）
- 改正実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、実務対応報告第 18 号と合わせて「本実務対応報告」という。）（平成●年●月●日公表）

## 4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	住友電気工業株式会社
CL2	株式会社プロネクサス ディスクロージャー研究部
CL3	有限責任 あずさ監査法人
CL4	日本公認会計士協会

5. 主なコメントの概要とその対応

このコメント対応表は、最終的には、各コメントを要約して公表する予定であるが、現段階では、各々のコメントの論拠をよく理解するために、原則として全文を掲載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<b>(質問1) 国内子会社等が指定国際会計基準又は修正国際基準を適用している場合の取扱い</b>		
<b>(全体を支持するコメント)</b>		
1) 本公開草案の内容を支持する。	<p>本公開草案の提案に同意する。</p> <p>同意する。 (理由) 国内子会社又は国内関連会社が指定国際会計基準又は修正国際基準を適用して連結財務諸表を作成し、金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合に関しても、在外子会社等と同様に「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等の対象範囲に含めることとし、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができるとする改正に同意する。</p> <p>現在、IFRS 任意適用会社が増加しており、国内子会社等がIFRS 任意適用会社となる可能性が高くなる中、実務対応報告第18号及び実務対応報告第24号で在外子会社等に国際財務報告基準の利用を認めた趣旨を踏まえると在外子会社等と国内子会社等の取扱いを同じにすることは適切であると考えます。</p>	
<b>(質問2) その他</b>		
<b>(遡及修正に関するコメント)</b>		
2) 経過措置の有無について確認したい。	実務対応報告公開草案第49号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い(案)」の「適用時期等(5)」において、「・・・なお、平成XX年改正	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>実務対応報告の適用初年度の前から国内子会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合において、当該適用初年度に「連結決算手続における在外子会社等の会計処理の統一」の当面の取扱いを適用するときは、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。」とされている。</p> <p>また、実務対応報告公開草案第50号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」の「適用時期等(4)」においても、「・・・なお、平成XX年改正実務対応報告の適用初年度の前から国内関連会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合において、当該適用初年度に「持分法適用関連会社の会計処理の統一」の当面の取扱いを適用するときは、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。」とされている。</p> <p>これらの記載から本公開草案には経過措置がないということを確認させていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案におけるそれぞれの「適用時期等」の記載において「経過措置」の文言がない。経過措置のない「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」に該当する場合、遡及適用による累積的影響額を前連結会計年度の期首残高に反映させるという取扱いで宜しいか確認させていただきたい。</p>	
3) 会計基準の変更に関する経過措置を検討いただきたい	<p>日本の上場会社のIFRS適用増加に向けて、今回の改正実務対応報告がより多くの上場会社に活用されるよう、会計基準変更に関する経過措置として、適用時に過去の連結財務諸表を遡及修正せず、影響額を期首の利益剰余金に加減する方法として頂きたい。</p>	

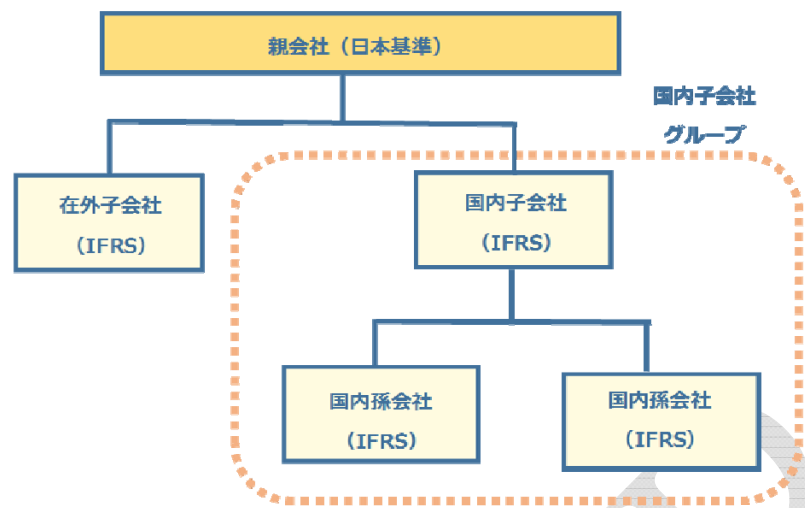
論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
い。		
<b>(その他のコメント)</b>		
4) 国内子会社等が連結財務諸表をIFRSで作成している場合でも、日本基準による個別財務諸表も利用可能とすることを明確にしていきたい。	親会社での連結処理にあたっては、上場関係会社の連結財務諸表ではなく(上場関係会社の連結財務諸表を構成する)個別財務諸表を取り込むケースが多いと考えられること(いわゆるバラ連)、また上場関係会社が連結財務諸表をIFRSで作成していても、国内会社の個別財務諸表は会社法、税法対応のため日本基準での作成が必要であることから、目的が日本基準の連結財務諸表作成であることや修正仕訳軽減の観点も踏まえ、上場関係会社のIFRS連結財務諸表の作成基礎となっている日本基準による個別財務諸表も利用可能とすることを明確にして頂きたい。	
5) 会計方針の変更の適時性の観点から問題ないことを明確にすべきである。	日本企業が指定国際会計基準の任意適用を開始する場合、第1四半期からの移行に加え、年度の有価証券報告書を提出する時点からの移行も認められている。国内子会社等において年度末の有価証券報告書から指定国際会計基準に移行するが、親会社の連結財務諸表作成において本公開草案の提案を翌第1四半期から適用する場合、会計方針の変更の適時性の観点から問題にならないことを明確にすべきと考える。 (理由) 第350回企業会計基準委員会(平成28年12月2日開催)の審議資料(6)-6「第92回実務対応専門委員会及び第348回企業会計基準委員会で聞かれた意見」(以下「審議資料(6)-6」という。)第4項には、上述のケースにおいて会計方針の変更の適時性が議論となる可能性は少ないことが述べられている。本公開草案の提案が実務において円滑に適用されるよう、そのような趣旨を明記することが有用と考える。	
6) 当面の取扱	実務対応報告公開草案第44号(実務対応報告第18号の改正案)「連結財務諸表作成に	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>いにおける表示及び開示に関する取扱いを明記していただきたい。</p>	<p>における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」(平成26年12月24日公表)のコメント対応(2)において、在外子会社の国際財務報告基準又は米国会計基準による財務諸表を利用する場合の表示及び開示に関して、「連結財務諸表における表示及び開示については、原則として、「連結財務諸表に関する会計基準」等に従うことになる。」とされている。</p> <p>今般、国内子会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合には、当面の間、それを連結決算手続上利用することができるものとされたが、当該国内子会社において連結財務諸表規則第93条及び第94条に基づき、指定国際会計基準や修正国際基準に従って行われた表示及び開示について、親会社の連結財務諸表上、どのように取り扱うか明確ではないと考えられる。</p> <p>このため、従来の在外子会社も含め、子会社の国際財務報告基準又は米国会計基準による財務諸表を利用する場合の表示及び開示の取扱いに関する貴委員会の考え方を明記してはどうか。</p>	

以上

別紙：改正実務対応報告第18号 当面の取扱いの範囲の検討【論点の項目4)に関する事務局作成資料】

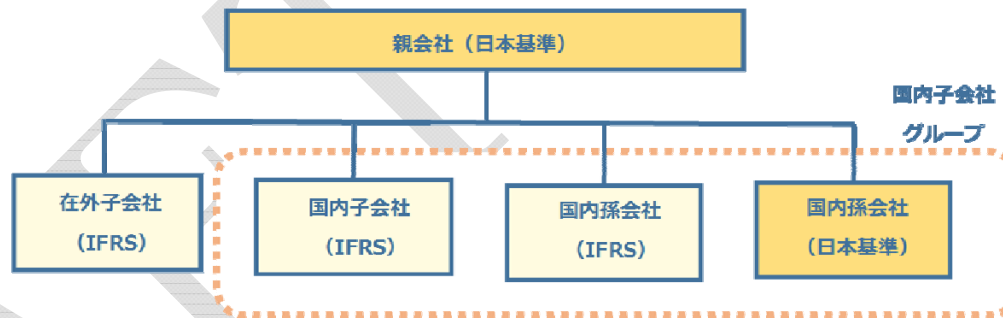
図1 公開草案で提案している対象範囲



公開草案の提案：

国内子会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合、当面の取扱いの範囲に含める。

図2 寄せられたコメントによる対象範囲



寄せられたコメント：

親会社での連結処理にあたっては、上場関係会社の連結財務諸表ではなく（上場関係会社の連結財務諸表を構成する）個別財務諸表を取り込むケースが多いと考えられる。また上場関係会社が連結財務諸表をIFRSで作成していても、国内会社の個別財務諸表は会社法、税法対応のため日本基準での作成が必要である。

目的が日本基準の連結財務諸表作成であることや修正仕訳軽減の観点も踏まえ、上場関係会社のIFRS連結財務諸表の作成基礎となっている日本基準による個別財務諸表も利用可能とすることを明確にして頂きたい。